

---

## 平成20年第1回(3月)南丹市議会定例会会議録(第6日)

平成20年3月21日(金曜日)

---

### 議事日程(第6号)

平成20年3月21日 午後1時開議

日程第1 議案第7号、議案第52号から議案第60号まで(委員長報告～表決)

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第7号 南丹市園部女性の館管理運営基金条例の制定について  
(市長提出)
- 議案第52号 平成19年度南丹市一般会計補正予算(第4号)  
(市長提出)
- 議案第53号 平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第4号) (市長提出)
- 議案第54号 平成19年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算  
(第2号) (市長提出)
- 議案第55号 平成19年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算  
(第3号) (市長提出)
- 議案第56号 平成19年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算  
(第2号) (市長提出)
- 議案第57号 平成19年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算  
(第3号) (市長提出)
- 議案第58号 平成19年度南丹市下水道事業特別会計補正予算(第4号)  
(市長提出)
- 議案第59号 平成19年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算  
(第3号) (市長提出)
- 議案第60号 平成19年度南丹市上水道事業会計補正予算(第2号)  
(市長提出)
- 

### 出席議員(25名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 西 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 爲 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫	13番 矢 野 康 弘

14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 西 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 高 橋 芳 治
23番 八 木 眞	24番 村 田 正 夫	25番 谷 義 治
26番 吉 田 繁 治		

---

**欠席議員（なし）**

---

**事務局出席職員職氏名**

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
係 長	西 村 和 代	課 長 補 佐	谷 村 孝 一

---

**説明のため出席した者の職氏名**

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	塩 貝 悟
企画管理部長	松 田 清 孝	市 民 部 長	草 木 太 久 実
福 祉 部 長	永 塚 則 昭	農 林 商 工 部 長	西 岡 克 己
土 木 建 築 部 長	山 内 明	上 下 水 道 部 長	井 上 修 男
教 育 次 長	東 野 裕 和	会 計 管 理 者	永 口 茂 治

---

**午後 1 時 0 0 分開議**

**○議長（吉田 繁治君）** 皆さん、ご参集ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は 25 名であります。

定足数に達しておりますので、これより 3 月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

**日程第 1 議案第 7 号、議案第 52 号から議案第 60 号まで**

**○議長（吉田 繁治君）** これより日程に入ります。

日程第 1 「議案第 7 号及び議案第 52 号から議案第 60 号まで」にいたる 10 議案を一括して議題といたします。

これより各委員長の報告を求めます。

面村総務常任委員長

**○総務常任委員長（面村 則夫君）** それでは委員長報告を行いたいと思います。

本定例会より当総務常任委員会も新しい構成になりました。付託を受けました4議案、慎重に審査をおこなったところであります。その結果につきまして、順次、ご報告を申し上げます。

まず議案第7号でございますが、これは議案第52号、平成19年度一般会計補正予算（第4号）との関連がございます。したがって、議案第7号、南丹市園部女性の館管理運営基金条例の制定について審査を行ったところでございます。

審査の中におきまして、本条例は男女共同参画社会の位置づけがなされていないのではないかという問いがございました。答弁は男女共同参画社会実現のための施設の管理運営に広く利用するとの答弁がございました。討論におきましては男女共同参画社会の事業推進に向けたものとはなっていない。厳しい財政状況の中、当面は一般財源化すべしとの意見がございました。

最終的に表決の結果、多数をもちまして可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第52号、平成19年度一般会計補正予算（第4号）であります。

今回の補正は国・府支出金等の交付決定、各事業費の決算見込みの精査によるものでございます。

歳入の補正内容は市税で1億6,955万8,000円の増、繰入金の財政調整基金3億1,994万5,000円の減額、起債2億6,470万円の減額が特徴的なものとなっております。財政基盤の安定からも、一定、評価できるものであると思います。歳入の審査におきましては有線テレビ受益者分担金、インターネットサービス加入分担金、有線テレビ使用料の滞納について質疑を行ったところでございます。

歳出につきましては2款総務費1項総務管理費の園部女性の館管理運営基金への積立金についてでございます。この方につきましても、議案第7号の基金条例と同趣旨の反対意見があったところでございます。特定目的基金の必要性などにつきまして、仲村副市長の出席を求めまして、質疑を行ったところであります。

最終的には本基金が男女共同参画社会構築の位置づけ、名称、施設管理、事業展開など、今後、検討するとの確約を私、委員長が行い、質疑を終結をいたしましたところでございます。その後、討論を行い、表決の結果、賛成多数で可決をいたしました。

次に、議案第56号、平成19年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

市営バス運行の実績を精査するとともに、歳入におきましては府の補助金200万円、前年度繰越金が286万5,000円、運賃収入の事業収入80万円を増額して、一般会計繰入金を660万9,000円減額する補正であります。市営バスの安全運行を願いつつ、利用者の増大に努力されることを求めていると思っております。

表決の結果は賛成全員で可決をいたしました。

次に、議案第59号、平成19年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正の主な内容は合併後3年間の特別措置として、公共料金公債費負担の格差是正や土地開発公社の経営の健全化の需要に対する特別交付税の措置相当額を一般会計から繰り入れ、基金に積み立てることとされておりました、土地売却不可能として7,752万4,000円の減額が主なものでございます。本年も1件のみの売却であり、今後、積極的な売却を望むものであります。

表決の結果、賛成全員により可決いたしました。

以上、4議案について、総務常任委員会の審査の結果と審査内容についてのご報告とさせていただきます。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて、中井産業建設常任委員長。

**○産業建設常任委員長（中井 榮樹君）** 失礼いたします。私は産業建設常任委員会の中井榮樹でございます。

どうかよろしく願いいたします。

それでは本委員会に付託されました議案第52号、議案第57号、議案第58号、議案第60号の4議案について審査結果の報告をいたします。

議案第52号で、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第4号）でございますが、この件につきましてはたいへん多くの質疑がございました。そんななかで1例を少し報告をさせていただきます、内容の報告としたいというふうに思います。

まず、歳入では住宅費の使用料の滞納分についての、特にそのなかで支払い能力がある人で払っていない人たちがいるのではないかの質問に対しまして、18年度の未納額の80%を目標に望んだが、2月20日時点の収納分は280万円で、620万円の減収となってしまったと。今後は努力をして徴収に努めるが、現状は非常に厳しいものがある。ご指導なりご鞭撻をいただきながら、また一緒になって考えていただくという形をお願いしたいとの、たいへん苦しい答弁でございました。

歳出につきましては、まず大きなところでは合併浄化槽の設置状況の質問がございまして、この件につきましては美山町では23年度までの目標983基に対して、19年度で734基ということで75%の達成率になっております。ただし、19年度の目標は40基に対し、19基ということで21基の未達で1,182万1,000円の減額となっておりますような状況でございます。今後は美山町、また日吉町を含めて、いろいろな条件もあり、難しくなるような状況にあるということでもあります。したがって、今後は合併槽に対する喚起を行っていく必要があると、答弁でございました。

次に、原油高騰対応型省エネ農業機械緊急整備補助金とは、ややこしい長い名前でございますが、どういうことかというこの質問に対しまして、共同利用、またNPO法人等の団体に対して、19年度限りの新規補助金であり、高速型で作業スピードの速い、

いわゆるガソリンの軽減が図れる田植え機、遠赤外線乾燥機、コンバインなどが対象で、このたびは園部の仁江、半田、城南、埴生、そして八木、美山の各1ヵ所ということで、6ヵ所に交付されたものであるという答弁でございました。

あと主だったところでは、林業総務事業に南丹市の森林を考える会が計上されているが18年度、19年度ともに実行されていないというのはどういうことなのかという質問に対し、森林を考える会の件ですが、以前、旧町日吉町の方で組織をしていた事業であり、引き続き南丹市でも今後、新たな組織として、立ち上げようと合併協議の中で検討したことであります。ということで、いずれにしても2年間もそのまま開催がされていない、発足がされていない事実については弁解の余地もございません。今後は早急に検討させていただきますとの答弁でありました。この件に関しましては、産業建設常任委員会といたしましても、いかなる事情があったにせよ、18年度、19年度と2年間も放棄の形の中で一度も委員会が持たれなかった事実を厳しく指摘をし、今後の適切な対応を強く求めておきたいと思っております。

次に治山事業として計上されているが、鶴ヶ岡の落石の関わるものなのかというような質問に対し、そのとおりで民家落石に対する緊急対策として、800万円の限度額の計上をしたとの答弁でありました。

また降雪による除雪等の対応の質問に対し、今、各道路における除雪対応は今のところ美山地区だけであり、他の日吉、八木、園部については凍結剤等の配布のみで、職員や住民の人力に頼っているのが現状であり、今後は他の地域でも大雪は当然あり得るとの考え方から、一定の基準を設けて検討していくとの答弁でありました。

それと、もう一つ意見が多くありましたのは繰越の件数が多い、繰越しだけで4億円も超えている。それとかなり大きな事業がある。また府の工事の遅れがほとんど用地課の遅れであり、地元調整とか、関係者協議など、いろいろあるとは思いますが、との問題指摘に対しまして、今回の繰越については道路関係、あるいは都市計画の関連で繰越を持っており、用地買収等についてはそれぞれ担当課で、今は実施をしている。事業としてはできるだけ早く精査したいと進めているが、用地の問題は個々にこうですと言い切れないものもあり、入ってみると問題が出てきた部分で予定からずれ込んできていると。また、19年度のこの繰越の実態を含めて、地元調整したなかで20年度以降については、できるだけ早い時期に問題点、課題点を見つけて、地元と相談をさせていただきながら進めていきたいとの思いの答弁でありました。

以上が、主だった審議内容であります。その他たくさんございましたけれども、審議の結果、議案第52号、平成19年度南丹市一般会計補正予算(第4号)については認定すべきものとして、賛成多数で可決をいたしました。

議案第57号、平成19年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)、そして、議案第58号、平成19年度南丹市下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、これはいずれも認定すべきものとして、全員賛成で可決をみたところでござ

います。

議案第60号、平成19年度南丹市上水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、貸借対照表の未収金6,704万9,000円はどういうものか。また上水道の滞納金の内訳や使用料の滞納の取り組みについての質問がございました。未収金には料金だけではなく、他の未収金も含まれている。ということで平成19年度当初の予定額が6,704万9,000円になっているというふうに、理解をしてほしいということでございました。また上水道事業も多額の未納があり、18年度の決算で4,110万9,910円の未納が生じております。滞納整理が進まず、非常に申し訳なく考えているが、内訳は18年度の現年分が約1,900万円、過年度分が2,100万円という形で推移をしていると。滞納に対する取り組みですが、成果が出たという今には状況にはないということでございます。しかし、18年度の過年度分での3月5日の調べでは、4,119万9,910円のうち、1,182万6,430円の納付をいただいたということで、収納率は28.77%でございます。今後、当然、滞納の解消のための方法は督促とか、連絡とかで対応していきたいとの答弁でありました。その他、多数の審議内容もございましたけれども、本議案は60号、第2号は認定すべきものとして、全員一致で可決をした状態でございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、産業建設常任委員会に付託されました議案に対する審査報告とさせていただきます。

議員の皆さま方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて、松尾厚生常任委員長。

**○厚生常任委員長（松尾 武治君）** あらためまして、こんにちは。

それでは厚生常任委員会に付託されました議案第52号、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第4号）、議案第53号、平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第54号、平成19年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）、議案第55号、平成19年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、以上の4議案は去る17日に委員会を開き、慎重に審査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

議案第52号、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第4号）については、男女共同参画推進事業の答弁に絡み、質問がありました。男女共同参画社会基本法の目的と事業の関係、未執行の理由等、厳しい意見が出されましたが、審査の結果、可決いたしました。

議案第53号、平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入について厳しい指摘がありました。審査の結果、可決いたしました。

議案第54号、平成19年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についての議案の結果は、可決されました。

議案第55号、平成19年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につい

ての審査の結果、可決されました。

以上、誠に簡単ですけれども、厚生常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上で、各常任委員長報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

まず、21番、松尾武治議員。

**○議員（21番 松尾 武治君）** 議案第7号、南丹市女性の館管理運営基金条例の制定について、議案第52号、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第4号）について反対の立場で討論をいたします。

旧園部町は議会の議決を経て、財団法人園部国際学園都市センターの請求に基づき、財団へ5,000万円の補助金を支出されたと聞いております。手法に少し強引な政治姿勢が見えますが、適切な手続きで行われたもので、市議会でも一貫して適正なものであると答弁されておりました。ところが、補助金を請求されました財団法人南丹市園部国際学園都市センターでは18年度は放置、19年度ようやく運営基金として積み立てられました。また当財団の申し込みにより、女性の館は園部国際交流会館とともに、一体的な管理が適切であると公の施設の管理者に指定されたものであり、一定期間の運営資金も準備され、運営委員会の皆さんが日々の運営をされるものと考えておりました。方針を変えられた財団の議論経過は新聞に報道されていましたが、議会で報道内容への指摘もあり、市民の分からないところに伏せられてしまいました。財団は指定管理者として指定を求め、補助金においても自らが請求したにもかかわらず、十分な説明のないなかで利益の出るものは指定を受け、やっかいものは突き放すように一方的に返そうとする財団の姿勢と、受け入れを決定された南丹市が、今日まで施設をどのように管理運営するのか。運営委員会とどのような関係を保とうとするのか。男女共同参画社会基本法に基づく中核施設と言われていますが、具体的にどのようなものを示しているのか。また受け入れ体制を作るでもなく放置し、委員会の答弁では4月から考えると説明がありました。市政運営の遅れに、今さらながら困惑しております。男女共同参画社会基本法をみえますと、男女どちらかの格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することができると示しています。一方、女性の館は女性の多様な能力を開発していく社会的条件づくりの場として設置されたと聞いております。

以上のことから、男女共同参画社会の中核的施設としてはなじまないものと考えます。なぜなら、女性の館が目的とする分において男女と比較すると、格差がある場合は当該法律に基づく施設と言えますが、中核施設として位置づけることは法の目的に適合しません。格差是正を目的とした付随施設なら、分からなくもありませんが、今回の措置は女性の館で活動していただいている皆さんに対して、非常に失礼な措置になると考えております。女性の館の設置目的からすると、女性が起業化する拠点施設に位置づけ、従来、女性の館で取り組まれた物づくりをより発展させ、女性の起業化を促進する施設に展開させるなど、施設の目的に沿った設置運営が積極的な市政運営と考えます。

厚生常任委員会での意見に5,000万円の対処に困り、男女共同参画社会基本法の中核施設にこじつけたのではないかというような意見も出ておりました。就任後あらゆる機会に補助金は適正な処理がされたもの、女性の館の設置目的は女性政策と説明をしておきながら、自らの姿勢を合理的な説明のないなかで変えることは、市民に不安を与えることにつながります。市長のお考えは分かりませんが、市民の貯金とも言える基金も減少しました。

条例と関係する一般会計も18年度に比較すると、19年度には国民健康保険特別調整交付金の受け入れはありません。約5,000万円とも言われる交付金は厳しい市の財政にとって、大きな財源とも言えます。特別職の財源が減額を提案されておりますが、今年度交付されなかった国民健康保険調整交付金金額と比較すると1割程度の減額で、市民向けのポーズと言わざるを得ません。減額よりも多くの仕事をするのが市民の暮らしを守り、活力ある南丹市の実現に向けて、前進することと考えます。補正予算とはいえ、一般会計に反対することの重みから長い討論となりましたが、議員は市長と同様に市民の皆さまから付託を受け、市民の皆さんの声を市政に反映する役割から、市民不在の政治姿勢にブレーキをかけるのも、与党議員の使命であり、すべてを賛成するでは議会の必要もなくなります。

以上のことから、市民生活の停滞を招く一般会計の補正予算を含みますが、減額補正が多く、市民の皆さんの生活には影響が少ないと判断した上で、市長の政治姿勢を正すことの重要性を優先に考え、市民主体のまちづくりを求める与党議員として、提案された議案第7号、議案第52号に反対の意思を表明する討論といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 次に、16番、外田誠議員。

**○議員（16番 外田 誠君）** 議案第7号、南丹市園部女性の館管理運営基金条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

いわゆる5,000万円の件でございますけれども、現在までの経過につきましてはご承知のとおりでありますので、繰り返しませんけれども、総務常任委員会におきまして質疑を行いました。そのなかで理事者の出席を願えというような声がございます、仲村副市長の出席を得て、質疑を行ってきたところでございます。そのなかでいろんな意見が出ました。基金に積み立てるべきではないと、一般財源化すべきではないか。あ

るいは女性の館の管理運営大規模改修に充当するというのは、それと男女共同参画社会の実現のため、というのは整合性を取れていないのではないか、あるいは男女共同参画社会のための基金の名称、基金の設置目的の変更は検討の余地があるのか、等々の質問が出たところでございます。

仲村副市長からは男女共同参画社会実現のための施策を協力に進めていきたい。女性の館の建設の趣旨を踏まえ、女性の社会進出を支援する中核施設として使用したい。女性の館の管理運営委員会の中に行政も入り、そして、南丹市全域に広げていきたい。5,000万円は施策を実現するために改修も含めて使用していきたい。そして、女性の館の名称も男女共同参画社会や管理運営委員会に図って、今後、検討していきたい等の答弁をいただいたところでございます。

今後、男女共同参画社会を作り上げる上において、女性の館は中核的な施設になっていくべきだろうというふうに私は思っております。男女共同参画社会の定義につきましては男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ責任を担うべき社会と定義づけられております。これらを実現するために具体的な手立てを今後、講じられることを強く希望いたしまして、賛成をいたします。

以上です。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて、3番、高野美好議員。

**○議員（3番 高野 美好君）** 日本共産党・住民協働市会議員団の高野美好でございます。

私は議案第7号、南丹市園部女性の館管理運営基金条例の制定について反対の立場から討論を行います。

本条例案の第1条では、南丹市園部女性の館の管理運営に必要な財源を確保し、円滑な事業の実施を図るために本基金条例を制定をすると、その設置目的を定めております。そもそも、ことの発端は合併直前の平成17年12月に、旧園部町が女性の館の管理運営資金として財団法人園部国際学園都市センターへ、5,000万円補助をしたことからはじまります。園部学園都市センターは当面執行の予定がないとして、預かり金として処理をされてまいりました。この処理については適正ではないという国際学園都市センターの監査報告で指摘をされております。その後、平成18年12月18日付けで南丹市市民有志がこの5,000万円を含む、3億6,500万円の補助金等の返還を求めて監査請求を行いました。しかし、市監査委員会は平成19年2月16日付けで監査を棄却、それを受けて、平成19年3月15日付けで不当利得返還等請求事件として、住民訴訟が行われ、現在、公判中であります。ところが、平成19年9月5日の第3回公判で、被告側弁護士から女性の館に対する補助金部分の係争は削除する。すなわち、返還を示唆する発言がございました。そして、昨年末に市は利子相当分を含む5,00

7万7,000円を雑入として受け入れをしたわけでございます。

本条例は今、述べました経過を経て、制定をされようとしているわけでありまして。委員会等での質疑で旧園部町が支出した補助目的を踏襲したと答弁されていますが、補助目的が達成できなかったからこそ返還されてきたものであります。さらに男女共同参画社会を推進するためとも説明されていますが、基金積立をどうしても行いたいための、とって付けた答弁としか理解ができません。年間300万円程度の維持管理経費しか必要のない女性の館だけのために、基金条例を制定をする必要性はまったくございません。他の市の直営施設と同様の扱いをすべきだと考えます。財政が厳しいとあって、多くの住民サービスを切り捨てる、さらには多くの団体補助金を大幅に削減するなど、合併によって南丹市の未来に期待を抱いてきた市民への裏切り行為を行いながら、このような基金を積み立てることは住民感情から言っても許されるものではございません。

以上、申し述べて、議案第7号、南丹市園部女性の館管理運営基金条例の制定についての反対討論といたします。

議員諸侯の懸命なご判断をお願いをして、討論を終わります。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて、20番、村田憲一議員。

**○議員（20番 村田 憲一君）** 南風会所属、20番、村田憲一であります。

私は、ただいま委員長報告にありました常任委員会の付託されました、議案第7号、南丹市園部女性の館管理運営基金条例について、それと、関係のあります議案第52号について賛成の立場から討論をさせていただきます。

旧園部町において、男女共同参画社会の構築に向け、女性の社会参加機会への活動拠点となる施設、女性の館は年間を通じ、種々の事業を実施されており、今では南丹市全域にその利用者が増えている、拡大をしているというようであります。また、その地道な活動に敬意を表するところでもございます。しかし、一方で旧園部町時代に館の将来に向けて補助された5,000万円は、残念ながら有効に活用されることなく、今回の指定管理者の契約期限切れとともに補助金、施設管理を南丹市に帰属すると、本議案の提案にやや疑義を抱くこともございます。

しかし、現在、20年度予算が提案されていますが、非常に厳しい予算となっており、その内容には関係部局とも緊張した編成が伺えます。1円でも必要とする収入の確保が求められるとき、将来のためとは言え、未執行の5,000万円には魅力のある財源かもしれません。しかし、女性の社会進出の基盤である共同参画社会の充実という市の強い思いと目的で執行された財源であります。その目的のため、幅広く有効に活用されてこそ、活かされるものと思います。今後の財源の支出については委員長の報告にもありましたように、副市長に共同参画社会の充実のため、幅広く十分活用すると、しっかりした担保がとられたようであります。議案第52号、一般会計補正予算についても市長は施政方針の中で、厳しい行財政運営の中ではあるが、自らを律し、自らの責務を果たすべく全力を尽くす覚悟だと言っておられます。あらゆる事業実施にあたっては

かぎられた財源を有効的、効果的に運営いたし、徹底した検証と評価のもと、理事者と職員が丸となり、最小の経費で最大の効果を挙げる体制を強力に進めると言っておられます。

女性の館を市直轄組織とする以上、これまでより以上の行政管理の徹底と、併せて組織の利発性と将来性に期待をいたし、賛成討論といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて、23番、八木眞議員。

**○議員（23番、八木 眞君）** 23番、八木眞でございます。

このたび上程されております7号及び補正予算について、反対する立場から討論させていただきます。

今回、平成20年度予算を組むにあたり、たいへんな財源不足等、いろいろな状況の中で足りないなかで、枠配分方式という非常事態の形の中で予算を組まれたと、このように思っております。財政面のことから、私自身は今回の5,000万の基金をそのままの状態においておくことについて、反対いたします。

やはり、この5,000万は一般財源化し、もしくは財調基金、減債基金等に繰り入れて置いておかれることによって、その原資を基にいろいろな国の施策、また、いろいろな一部として拡大した事業実施ができるものと確信しております。女性の館をそのまま置いておくこと自身に財源を固定化してしまいますと、それ以外にこの財源を使うことができません。道義的にも、今までこの女性の館と言いながら、形振り構わぬ付け焼刃的な答弁について、私は逆にここの館を守って来られた女性の方々に失礼に当たるのではないかと。今、いろんなご答弁、ご指摘がございましたので、私自身は多くを申しませんが、やはり、このご時世においてはこの貴重な財源を固定化せず、一般財源化し、もしくは基金として置いておくことにお願いをしたい、そういう立場からこのことに反対をいたします。

このことはひいてはのちほど、今年的一般会計の予算を立てられるときの子育て支援の財源についても考えを及ばせざるを得ないようになります。つまり反対をせざるを得ないような形になります。ぜひとも、この基金の固定化は撤回をしていただき、そして、より一層、財源の確保をお願いしたい、このように思います。

以上。

**○議長（吉田 繁治君）** 続きまして、1番、仲絹枝議員。

**○議員（1番 仲 絹枝君）** 改めまして、皆さんこんにちは。

私は日本共産党・住民協働市会議員団の仲絹枝でございます。

私は議案第52号、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第4号）について反対の立場から討論を行います。

今回、提案されました補正予算には園部女性の館管理運営基金積立金として、5,000万円が計上されておりますが、私はこのお金は平成19年の年末に財団法人園部国際学園都市センターから南丹市に返還されたものであり、今後の南丹市の市政を推し進

める上で貴重な財源になるものと考えます。財政が厳しいときに、この5,000万円をどのように使われようとしているのか。基金積立が市民に理解が得られるのかなど、私たちは厳しい目でみていくとともに、正しい判断をしていかなければならないと思います。

過日、行われました総務常任委員会の審議の中で、副市長は女性の館を男女共同参画推進事業の中核施設として位置づけ、南丹市の市民課の所管で施策を展開し、基金は施設の改修などにも充当していくというような答弁をされております。私はこの事業を否定するつもりはありません。男女共同参画推進事業は平成18年、19年度において男女共同参画フォーラムなどを開催しており、事業規模は18年度当初は男女共同参画基本計画策定委託料などを含んだ約510万円の予算に対し、決算額は約52万円となっております。19年度においては、当初予算は約420万円で、今回の補正予算で約180万円が減額されております。現在、市民1,000人を対象にした男女共同参画に関するアンケートを実施して、20年度中に基本計画を策定していくという説明でした。一方、女性の館では、すでに女性有志により、自立した運営活動を展開し、全市に広がりつつあり、利用者も増えているとお聞きしております。現時点で男女共同参画推進事業と女性の館との関わりが明確になっていないなかで、基金の積立が本当に求められているのか、はなはだ疑問です。厳しい財政状況の中で一度市に返還された5,000万円を満額、女性の館に基金として積むことを多くの市民は望んではいないと思います。

厳しい財政状況にあることを市民に理解を求めるのなら、5,000万円を基金に積むべきではありません。一方では財政的に困難だとして、市民生活に直結した事業が大きく見直され、縮小や廃止を盛り込んだ20年度予算が提案されております。合併して3年目にして、早くも健康で安心して暮らせるまちづくりや農村にもう一度人が住み、若者が定住できる環境づくりといったまちづくりの基本理念と、将来像が色あせてきております。

以上を申し述べ、財政難のこの時期に5,000万円の使い方を、暮らし福祉優先に改めることを求めまして、議案第52号、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第4号）についての反対討論といたします。

皆さまの賢明なご判断をお願いして、討論を終わります。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて、2番、大面一三議員。

**○議員（2番 大面 一三君）** 議席番号2番、日本共産党・住民協働市会議員団所属の大面一三でございます。

私は提案されております議案第52号、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第4号）につきまして、反対の立場で討論を行ってまいります。

園部女性の館管理運営基金に5,000万円の積立が、この補正予算で予算化されております。旧園部町が南丹市に合併する直前に、園部町振興公社や園部町農業公社及び園部町国際学園都市センター等に総額3億6,100万円もの補助金を支出した問題に

つきまして、これらの団体に対して、その返還請求を求める住民訴訟が起こされ、現在、公判中でございます。そうした訴訟が継続されているなかで、財団法人南丹市国際学園都市センターが受けました女性の館運営助成金、総額5,000万円を返還することとなりました。昨年9月の私の代表質問におきます市長の答弁は、実績のないところへの公金支出は不当であり、私の質問でございます。私は実績のないところへの公金支出は不当であり、返還請求をすべきではないかとの質問に答えまして、市長は住民監査請求における監査結果では要件を満たしている。補助金の返還請求を求めることはしないとの答弁でございました。ところが、その2ヵ月後、11月には財団法人南丹市園部国際学園都市センターの理事長、仲村脩氏より現時点で執行の予定がないということで、今般、その全額を返還すると文書で申し入れがされました。今、今日、この補正予算におきまして、諸収入、雑収入として受け入れることになったものであります。園部女性の館管理運営基金へのこうした積み立ては住民訴訟まで起こされて、その返還を求められ、そのことによって、女性の館助成金全額5,000万円の返還に至った、そうした経過からも、この返還された5,000万円は女性の館だけに充てる基金に積み立てるのではなくて、財政調整基金に積み立てるなり、一般財源化し、暮らし、福祉にこそ使えるようにすべきであります。特に今、厳しい財政状況が言われて、平成20年度予算では南丹市として誇れる各種の住民サービスが切り捨て、切り下げられる状況の下、今までのサービス維持を図るためにも、この財源を一般財源化し、有効に活用すべきであります。また年間経費2,300万円の、この女性の館への5,000万円もの基金積立は、この間のこうした反省もなく、二重にも三重にも公金支出のあり方として問題であります。到底市民の理解、納得が得られるものではないと考えます。

次に、南丹市森林を考える委員会報酬及び男女共同参画推進委員会報酬のいずれも、当初予算で計上されていたものが、この補正で全額削除されております。行政の都合で執行されなかったことを意味するものであります。女性の館を男女共同参画推進事業の拠点にすると強調されているにもかかわらず、当初予算で計上されている推進委員会を開催しない、できないとする委員報酬全額減額の補正は大きな問題と言わざるを得ません。また男女共同参画推進計画策定費が繰越明許とされております。ハード事業ならいざ知らず、計画策定事業というソフト事業で次年度へ繰越とされる止むを得ない理由があるとは考えられないものでございます。

また、これは私ごとになるのか、私は前期この2年間、南丹市の森林を考える委員会の議会選出の委員でございました。ところが一度も会議の招集がございませんでした。今、CO<sub>2</sub>の削減、自然環境が叫ばれ、南丹市においては80数%を占める森林、森を考える重要な委員会でございます。当初予算に計上されており、当然、委員会も開催され、活発に活動がされるものと思っていたのでありますけれども、今補正予算で委員会の予算が全額削除されております。予算議決された事柄が行政の都合でまったく執行されず、その上、何の説明もなく、いつの間にか執行年度途中で削除されたというようなことが

あつてはならないと考へます。行政委員会報酬全部カットの補正予算は大きな問題がございます。このようなことは言いたくはございませんけれども、怠慢と言わざるを得ないものであります。

以上、申し上げて反対討論といたします。

最後に議員諸氏の懸命なご判断を訴へまして、討論を終わります。

**○議長（吉田 繁治君）** 他に、特に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより順次、採決をいたします。

まず、議案第7号及び議案第52号の2議案を一括して、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（吉田 繁治君）** 起立多数であります。

よつて、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第53号から議案第60号までを一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに、賛成者起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（吉田 繁治君）** 起立全員であります。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決されました。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は3月28日、再開をいたします。

本日はこれにて、散会をいたします。

ご苦勞さんでした。

**午後2時01分散会**

---